

函 経 食

令和8年(2026年)3月25日

報道機関各位

函館市経済部食産業振興課長

令和8年度「函館市特産品開発支援事業補助金」の実施に係る報道について (依頼)

このことについて、本市では、イカ不漁等による原材料不足、長期化するエネルギー価格や物価高騰の影響などにより、食品製造業にとって厳しい経営環境が続いている状況を踏まえ、令和6年度より市内食品関連事業者が取り組む新たな新商品開発に要する経費の一部を支援する標題の補助金を実施しております。

つきましては、下記のとおり募集を行う予定ですので、取材・報道方よろしく願います。

記

- 1 補助対象者
市内に事務所または事業所を有する食品関連事業者
- 2 補助対象事業
市の特産品となり得る次の要件を全て満たす新商品の開発・生産のための設備投資等を実施する事業
 - (1) 市の魅力を伝える食品または魅力を活かした食品であること
 - (2) 市内の事業所で製造または加工すること
 - (3) 原則30日以上賞味期限があること
 - (4) 令和10年3月末までに商品として販売すること
 - (5) ふるさと納税返礼品への登録に努めること
- 3 補助対象経費 (補助上限額：500万円，補助率：2/3)
 - (1) 機械等設備費
 - (2) デザイン費
 - (3) 産業財産権の出願に係る経費
- 4 申請期間
令和8年4月1日(水)～4月15日(水)
※下記担当あてE-mailでご提出いただくほか、紙媒体(A4, 6部)でもご郵送ください。
- 5 その他
上記以外にも諸条件がございますので、詳細につきましては、市ホームページ(<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2026012600012/>)より募集要項等をご参照ください。

経済部食産業振興課「特産品開発支援事業補助金」担当
TEL：21-3310 FAX：27-0460
E-mail:bussan@city.hakodate.hokkaido.jp

市内食品関連事業者が取り組む 新たな特産品開発を応援します!

補助
最大 **500**万円

補助率

2/3

補助対象者

※千円未満切り捨て

市内に事務所または事業所を有する食品関連事業者

※諸条件がございますので、詳しくは市ホームページより募集要項等をご確認ください

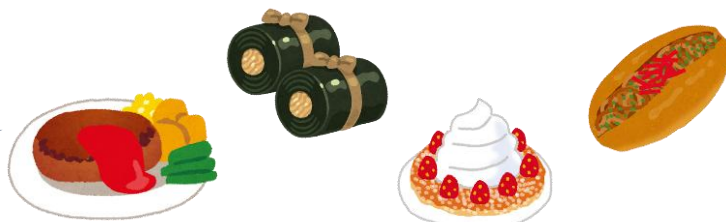
補助対象事業

※審査会実施のうえ補助金交付者を決定します

市の特産品となり得る次の要件を全て満たす新商品の開発・生産を実施する事業とする。

- ①市の魅力を伝える食品または魅力を活かした食品であること
- ②市内の事業所で製造または加工すること
- ③原則30日以上の賞味期限があること
- ④令和10年3月31日までに商品として販売開始すること
- ⑤ふるさと納税返礼品への登録に努めること

新商品のイメージ像



- ・「北海道物産展」等において、百貨店等のバイヤーから指摘されている商品のマンネリ化の解消が期待できる**ユニークで斬新な商品**
- ・本市の**新しい定番土産品**として期待できる商品
- ・「本市ふるさと納税返礼品」の寄附額増加が期待できる商品

補助対象経費

区分	経費の内容
①機械等設備費	補助対象事業に要する1件10万円以上の機械等の導入経費
②デザイン費	パッケージおよびラベル等のデザイン製作の委託に係る経費
③産業財産権の出願に係る費用	商標登録等に係る経費

全体スケジュール

日程	内容
令和8年4月1日～ 令和8年4月15日	・交付申請書受付
令和8年5月21日	・審査会実施(個別面談方式によるヒアリング)
令和8年6月上旬	・審査結果通知(交付決定) ・事業開始
令和9年3月31日まで	・事業完了
事業完了から30日以内	・実績報告書提出
実績報告書提出後	・書類審査 ・実地検査(機械等設備費のみ) ・補助金交付
令和10年3月31日まで	・商品の販売 ・販売開始報告書提出

○詳細は市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2026012600012/>)



【問い合わせ先】

函館市経済部食産業振興課「特産品開発支援事業補助金」担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話:0138-21-3310 FAX:0138-27-0460

E-mail: bussan@city.hakodate.hokkaido.jp

